

事務連絡
令和 2 年 6 月 19 日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁危険物保安室

建築物における電気設備の浸水対策ガイドラインを踏まえた危険物施設における
風水害対策の推進について（情報提供）

令和 2 年 5 月 29 日に行われた中央防災会議において、防災基本計画の修正が決定され、危険物施設における風水害対策の推進が求められております。また、消防庁においても、危険物施設の風水害対策として、「危険物施設の風水害対策ガイドラインについて」（令和 2 月 3 月 27 日付け消防危第 86 号）を発出し、具体的な手法等について、お示しているところです。

このたび、国土交通省、経済産業省、学識経験者及び関連業界団体等からなる「建築物における電気設備の浸水対策のあり方に関する検討会」（令和元年 11 月設置）において、洪水等の発生時に機能継続が必要と考えられるマンション、オフィスビル、病院等の建築物における電気設備の浸水対策のあり方や具体事例について記載した「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」がとりまとめられ、本日公表されました。

本ガイドラインは、危険物施設においても活用・応用できると考えられることから、「危険物施設の風水害ガイドライン」と併せ、風水害対策の参考としていただきますようお願いいたします。

当該関係資料については、国土交通省住宅局ホームページ (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house Tk_000132.html) に掲載されておりますので、ご参照ください。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：齋藤、羽田野

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534